

インターンシップ等 参加における学内手続き

インターンシップ等（1 Day仕事体験含む）に参加する際の学内手続きの流れです。
参加先（企業・自治体等）への応募に加え、参加が確定した場合は学内にて事前手続きと報告が必要になります。
この手続きを怠った場合、実習参加時の怪我や事故等で保険が適用できないため、必ず実施してください。

1 企業・団体等のインターンシップ等に応募

大学から案内のあった
インターンシップに応募

もしくは

独自にインターンシップ先を
探して応募

※求人検索ナビ、UNIPA（就職情報）、キャリア支援室
にある掲示・ファイルで探す

※独自応募の例
・就職情報サイト（マイナビ、リクナビ等）で探す
・企業や自治体のHP等で探す
・直接企業・団体へ問合せして応募する など

2 受入先の決定（受入先によっては選考がある場合もあります）

インターンシップに適用できる保険に加入

※2021年度以降に入学した学部生は、入学時に4年間の学研災・学研賠に全員加入済のため新規加入の必要なし

2020年度入学以前の学部生及び院生の方は、インターンシップに適用できる保険に
必ず加入してください（①～③のいずれか）

- ①学生教育研究災害保険（通称：学研災）と学研災付帯賠償責任保険（通称：学研賠）
- ②生協の生命共済 & 学生賠償責任保険
- ③その他、民間の保険会社等のインターンシップに適用できる保険

なぜ保険の加入が必要か？

インターンシップ参加中、自分
のケガや事故があった場合など
の保証。また、受入先企業の器
具備品などを破損させた場合な
どの保証のため。

3 Formsにて「インターンシップ等事前参加申請書」を入力

入力フォーム： <https://forms.office.com/r/bhKfUSP5F3>

QRコード



■申請期日

大学の承認（印など）が必要な場合	原則インターンシップ開始日の5営業日前 （大学が期間を指定した場合はそちらを優先）
保険証書の写しが必要な場合	原則インターンシップ開始日の5営業日前
承認や保険証書が不要な場合	インターンシップ開始日の前日

※保険証書は作成次第UNIPA（緊急連絡）にてデータでお送りします。

4 企業・自治体にてインターンシップ（1 Day仕事体験含む）等に参加

5 Formsにて「インターンシップ等参加報告」を入力

入力フォーム： <https://forms.office.com/r/MnJVSHVLMt>

QRコード



インターンシップ終了後、2週間以内に記入して申請してください。
以上で手続きは終了です。

【問合せ先】

キャリア支援室 長久手キャンパス E棟1階（学生支援課内）
電話番号 0561-76-8830
メール shushoku@bur.aichi-pu.ac.jp